

富士見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
23	15,210	7,645,179	384,574	1,160,495	15.2	15.8

平成23年度決算

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	142	477,225	49,759	169,501	696,485	4,905	5,796

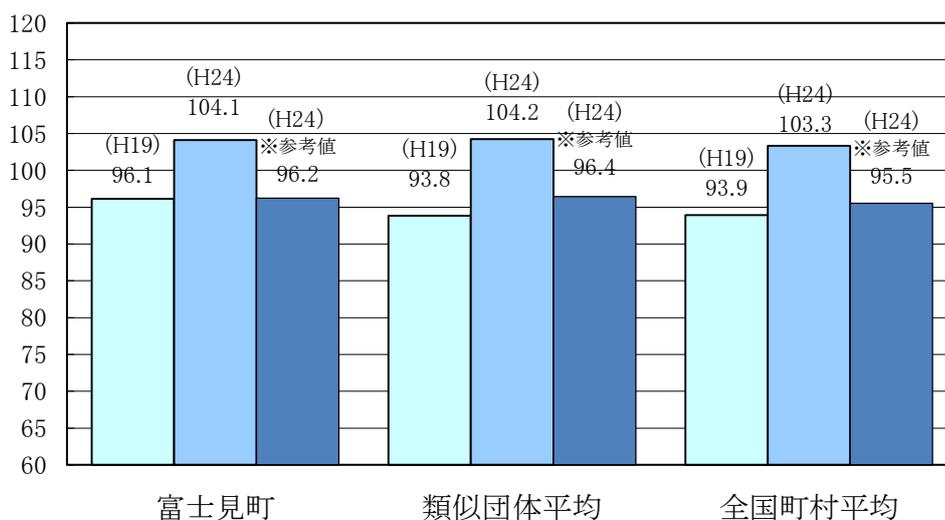
平成23年度決算

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士見町	43.1 歳	320,985 円	354,549 円	347,116 円
長野県	45.4 歳	345,814 円	404,792 円	380,771 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	42.9 歳	321,168 円	366,333 円	343,768 円

平成24年給与実態調査

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区分	富士見町	長野県	国
一般行政職 大学卒	172,200 円	175,600 円	163,987(172,200) 円
一般行政職 高校卒	140,100 円	142,300 円	133,418(140,100) 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 大学卒	243,525 円	278,400 円	325,400 円
一般行政職 高校卒	195,100 円	(該当職員なし) 円	292,150 円

平成24年給与実態調査

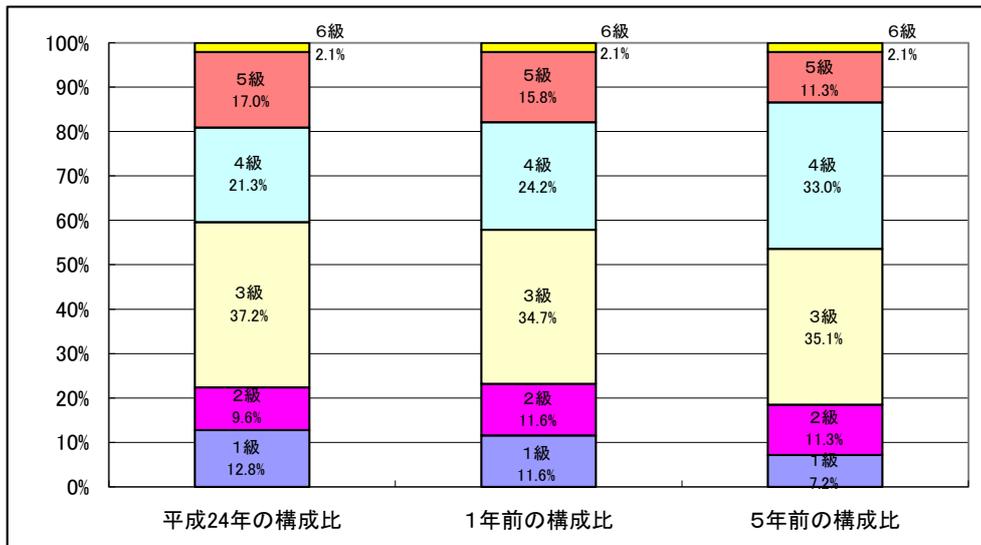
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	雇員・主事の職務	12 人	12.8 %
2 級	主任の職務	9 人	9.6 %
3 級	係長・主査の職務	35 人	37.2 %
4 級	副主幹の職務	20 人	21.3 %
5 級	課長・主幹の職務	16 人	17.0 %
6 級	参事・参与の職務	2 人	2.1 %

平成24年給与実態調査

- (注) 1 富士見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年1月1日の昇給より、勤務成績の結果を反映

昇給号俸数

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
特定幹部職員	8以上	6	3	2	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
55歳以上職員(特定・一般)	4以上	3	2	1	0

特定幹部職員とは、5級以上の管理職職員

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見町	長野県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,357 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,595 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~15%) 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(15~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(10~25%)

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成23年12月の勤勉手当			成績率については、勤務成績の結果により、条例に定められた支給限度額の範囲内で、その都度、率を決めている。
成績区分	成績率		
	一般職	特定幹部職員	
特に優秀	87/100	103/100	
優秀	77/100	93/100	
良好	67.531/100	83.56/100	
やや良好でない	57/100	73/100	
良好でない	47/100	63/100	

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

富士見町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 8,042 千円			24,667 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（24年4月1日現在）

富士見町では支給していない

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	—			%
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業手当	作業をした職員	伝染病防疫処理作業	1日500円以内	
行路死病人取扱作業手当	作業をした職員	行路死人の処理作業	1回3,000円以内	
〃	〃	行路病人の処置作業	1回1,000円以内	
特勤勤務手当	町長が定めた勤務地に勤務する職員		月額9,000円以内	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	12,317 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	87 千円
支給実績(22年度決算)	13,136 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	93 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給、支給額は別記	同じ		千円 10,039	円 159,349
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給、支給額は別記	同じ		千円 5,273	円 219,708
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用しその運賃を負担することを常例とする職員、自動車等を利用することを常例とする職員で片道の距離が2.0km以上のもの、支給額は別記	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる。交通機関利用者の加算あり	千円 4,199	円 41,574
宿日直手当	正規の時間外又は休日に宿日直を命じられた職員に支給 支給額は別記	同じ		千円 512	円 4,741
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に支給 支給額は別記	異なる	支給区分・金額が異なる	千円 7,366	円 368,300
寒冷地手当	冬期間の暖房費用等の増加分補填する主旨で11月～3月までの間支給 支給額は別記	同じ		千円 7,825	円 54,340

①扶養手当の支給額

扶養親族等の区分	手当の額
配偶者	月額13,000円
子・孫・父母・祖父母・弟妹・重度心身障害者	1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)
教育加算	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の4月1日から、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子については、月額5,000円を加算

②住居手当の支給額

区分	手当の額
借家等	○家賃月額23,000円以下 [家賃相当額]-12,000円 ○家賃月額23,000円超 ([家賃相当額]-23,000円)÷2+11,000円 但し、限度額27,000円

③通勤手当の支給額

区分	手当の額
交通機関利用者	○1ヶ月あたりの運賃相当額30,000円以下 [運賃相当額] ○30,000円超 ([運賃相当額]-30,000円)÷2+30,000円 但し、限度額35,000円
交通用具利用者	距離に応じ月額1,380円～24,000円(限度額)を支給 0.1kmごと区分

④宿日直手当の支給額

区分	手当の額
通常	1回 4,200円
5時間未満	1回 800円

⑤管理職手当の支給額

区分	支給割合(給料月額に対する割合)
課長級(参事・参与)	月額 52,300円
課長級(課長)	月額 49,900円
専任課長級(主幹)	月額 31,600円

⑥寒冷地手当の支給額

区分	手当の額
扶養親族のある世帯主	月額 17,800円
扶養親族のない世帯主	月額 10,200円
上記以外	月額 7,360円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	494,900 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 405,000 円
	副町長	(707,000 円) (592,000 円)	670,000 円 / 378,000 円
報 酬	議 長	(288,000 円)	338,000 円 / 270,000 円
	副議長	(224,000 円)	275,000 円 / 200,000 円
	議 員	(201,000 円) ()	260,000 円 / 190,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(24年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副議長 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) [給料月額]×[在任月数]×44/100 14,932千円 任期ごと	
	副町長	[給料月額]×[在任月数]×26/100 7,388千円 任期ごと	
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

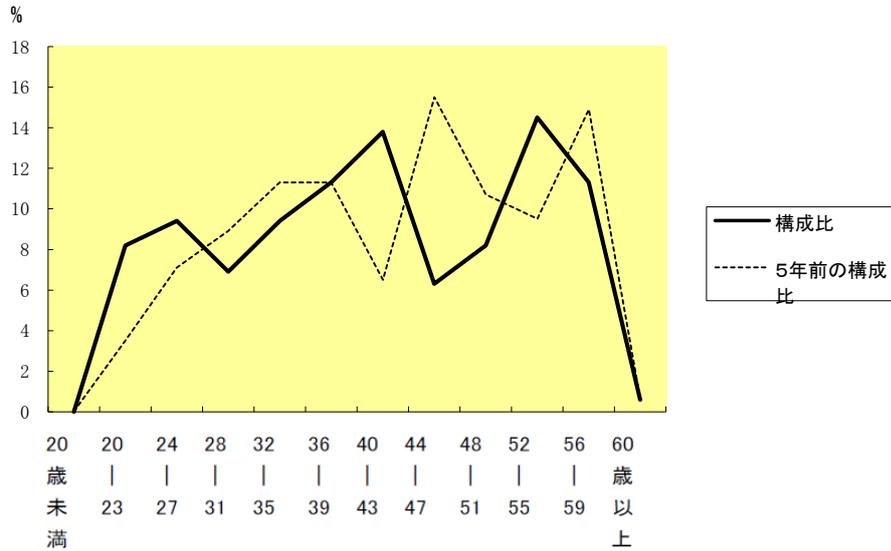
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由			
		平成23年	平成24年					
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0			
		総務	28	29	1	外部研修派遣による増		
		税務	11	11	0			
		労働			0			
		農林水産	11	11	0			
		商工	6	6	0			
		土木	9	8	△1	欠員不補充による減		
		民生	43	45	2	欠員補充による増		
	衛生	12	11	△1	欠員不補充による減			
		計	121	122	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.77 人)		
	教育部門	26	24	△2	欠員不補充による減			
	消防部門							
	小 計	147	146	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.93 人)			
公営企業計等部門	水道事業	7	7	0				
	下水道事業	3	3	0				
	国保	4	3	△1	欠員不補充による減			
	小 計	14	13	△1				
合 計		161	159	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.54 人			
		[222]	[222]	[0]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	0	13	15	11	15	18	22	10	13	23	18	1	159

平成19年・平成24年給与実態調査

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	119	119	122	121	122	+2(1.7%)
教育	33	29	29	27	26	24	△9(△27.3%)
消防							
普通会計計	153	148	148	149	147	146	△7(△4.6%)
公営企業等会計計	16	15	13	14	14	13	△3(△18.8%)
総合計	169	163	161	163	161	159	△10(△5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	491,463	94,654	37,992	7.7	7.1

区分	職員数 A	給 与 費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	7	26,393	2,465	9,134	37,992	5,426	6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	38.4 歳	314,202 円	452,166 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(23年度)	1人当たり平均支給額(23年度)
1,305 千円	1,492 千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(24年4月1日現在)

水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	(支給なし)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	-			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
薬物取扱手当	水道事業職員	施設の維持管理作業	月額500円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	410千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	56千円
支給実績(22年度決算)	312千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	45千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

一般会計と同じ

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
23年度	975,026	97,407	19,273	2.0	2.0

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 全国平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
23年度	3	13,810	602	4,861	19,273	6,424	6,311

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見町	48.3 歳	383,611 円	535,333 円
団体平均	44.5 歳	355,276 円	525,167 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見町	団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,620千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,469千円

(注) 支給割合・加算措置等は一般会計と同じ

イ 退職手当(24年4月1日現在)

下水道事業の個別集計なし

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	(支給なし)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	—			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
下水道業務手当	下水道事業職員	施設の維持管理作業	1回当たり500円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	294千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	98千円
支給実績(22年度決算)	258千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	86千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

一般会計と同じ